

論文の内容の要旨

論文題目 反個人主義的共同行為論——間主観的な行為者性

氏名 筒井 晴香

本論文は、共同行為、とりわけ「いっしょに行う行為」の分析を通して、共同行為に関する反個人主義というひとつの立場を提案するものである。この立場は共同行為のみならず、広く行為・行為者一般に関して、従来の捉え方に対する改訂的な提案を含む。その根幹をなすアイデアは、行為者の合理性の源泉として、合目的性よりも間主観性に重きを置くというものである。

以下、章ごとの内容を順に概説していく。

第1章では、議論のターゲットを明確化するため、共同行為の下位分類を導入し、それを用いて本論文の主たる関心を述べる。いわゆる共同行為論において取り上げられる共同行為には様々なものがあり、それらに寄せられる関心も様々であるが、本論文では共同行為を「いっしょに行う行為＝共有行為」と「集団が行う行為＝集団行為」に分けて捉えた上で、前者に焦点を当てていく。これは、共同行為に見られる集団への没入といった側面よりも、異なる行為者同士の調和という側面に注目するためである。

第2章では、共有行為を行う際の個人個人の意図のありように注目する。この意図は、いっしょに行為する他者の行為についての内容を含むと考えられる。だが、個人に帰属される意図がそのような内容をいかにして持ちうるのか。M. プラットマンの議論は、この点についてある程度まで説明を与えているものの、ひとつの問題を残している。それは、彼が「互いに相手の意図ゆえに意図する」という仕方で述べている、共有行為する人々の意図の相互関係を、具体的にどう捉えるべきかが明確でないというものである。以下では

この相互関係の捉え方がひとつの争点となっていく。

第3章では、共有行為をめぐる議論を一旦脇に置いて、共同行為論における重要な基礎概念である「共通知識」に焦点を当てる。共通知識概念については、この概念が共通知識を持つ人々への無限個の知識の帰属を含意してしまうという問題、そして、同一の環境の共有に訴える形での問題の解決が知られている。3章ではこれらを概観していくが、注目すべきは、そこにおいて見出される次のような含意である。即ち、共通知識の成立は、知識主体の標準的なあり方についての理解が既に共有されているという前提のもとで初めて可能となっている。この論点は本論文6章での議論において重要となってくる。

第4章では再び共有行為に話題を戻し、集団行為者性の導入によって共有行為を捉えようとするM. ギルバートの議論に注目する。彼女の議論の特徴は次の二点にまとめられる。第一に、共有行為する人々の間に特有の、互いに対する権利／義務に注目し、共有行為を規範性という点から特徴づけること。第二に、共有行為する人々の間に特有の規範的な相互関係を、「ひとつの集団行為者を構成する関係」と捉えることである。換言すれば、彼女の立場は、共有行為を含めた共同行為全般を集団行為として捉えるものであると言える。

共有行為を規範性という観点から捉えるというアプローチは注目に値する。だが、このようなアプローチにとって、集団行為者性を導入し「いっしょに行為する人々」をひとつの集団行為者として見ることは、必ずしも必要ではない。この点は第5章において明らかになる。第5章ではA. S. ロスの議論を導入し、続く第6章で彼の立場をより詳しく展開させる。共有行為に関する反個人主義の立場は、これら二つの章を通して提示されることになる。ロス「実践的間主観性」という概念を通して共有行為する人々の相互関係を捉える。これは互いの意図を互いの実践的推論の合理的制約とし合う関係である。実践的間主観性概念の導入により、集団行為者性の導入なしに、共有行為に特有の規範的な相互関係を描き出すことが可能になる。3章での議論に基づけば、共有行為できる「実践的間主観性 (PI)」と単に共通知識を持つのみである「認知的間主観性 (EI)」という二種類の相互関係を対比的に捉えることができる。そこから見えてくるのは、PI関係が、日常的に為される流動的な共有行為のありようや、そこに見られる相互的な信用・責任のあり方を的確に描き出していることである。

以上で提示された反個人主義の立場は、共同行為について論じる際に、集団行為者概念を導入することを全く不要にするようにも思われる。だが、実際は必ずしもそうでないことが、続く第7章の議論において明らかになる。7章で取り上げるP. プティットの議論は、それ自体としては反個人主義を採ってはいないが、集団行為者の成立に関する論述のうち、反個人主義に対する傍証的な支持を見出すことができるものになっている。プティットは「推論的ジレンマ」という集団の意思決定をめぐるジレンマを通して、集団を志向的主体として扱うことが要請される局面について論じている。7章では彼の議論を批判的に検討するが、その結果として以下が導かれる。即ち、集団がひとつの行為者となる契機は、集団と他の行為者との間の、信用や責任を伴う相互関係において見出される。この

関係とはPI 関係に他ならないと言える。ここにおいて、集団行為を含めた様々な行為・行為者性のありようを反個人主義の枠組みのもとで理解する可能性が開かれてくる。

第8章では、反個人主義の立場から、共同行為をはじめとする行為一般を関係づけ、理解する枠組みを提案する。これは、行為者（個体／集団）・相互関係（単独／共有）の二軸に沿って諸行為を分類・整理するものである。反個人主義的な（共同）行為論の核を成すアイデアは、PI 関係のもとにあることを行為者にとって構成的なものとして捉え、行為者の合理性の源泉として合目的性よりも間主観性に重きを置くことである。この立場を取ることの狙いは、日常的に為される様々な共有行為を可能にしている相互関係、つまり互いに信用し合い責任を取り合う関係を的確に描き出すことにある。